身延町個別施設計画(案)に関する意見募集の結果について

- ○本件に関する意見募集は終了しました。
- 〇令和3年2月3日(水)から令和3年2月12日(金)の期間、ご意見を募集しましたが、要件を満たす方からの提出はありませんでした。

実施したパブリックコメントの内容は下記のとおりです。

■背景・目的

身延町では合併前、特に 1980 年代から 1990 年代にかけて多くの公共施設を建築、整備してきました。建築後 30 年から 40 年余りが経過した施設は老朽化が進んでおり、町民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことが懸念されています。

このような中、町内の各公共施設においては、財政制約下での適正な資産更新、 長寿命化工事等により、法定耐用年数を延長する施設の検討をする必要があります。 また、人口減少等に伴い利用需要が変化していく中で、適正な施設数を調整(施設 複合化、除却等)するために、公共施設等の全体像を把握する必要があります。

このことから、長期的視点を持って、総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、平成28年度に「身延町公共施設等総合管理計画」を策定しました(令和元年度改定)。

身延町個別施設計画は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設ごとの具体的な 取組方針を示すための計画です。他の公共施設に関する計画と相互に連携をとり、 計画推進を図る中で、公共施設が最大限に有効活用されることを目指します。

今回、「身延町個別施設計画(案)」をまとめましたので、町民の皆様からご意見を次のとおり募集いたします。

■ 対象となる計画

• 身延町個別施設計画(案)

■ 公表場所

- 身延町ホームページ
- 身延町役場 本庁 財政課
- 身延町役場 下部支所
- 身延町役場 身延支所

- 身延町役場 久那土出張所
- 身延町役場 古関出張所

■ 閲覧時間

本庁舎、支所、出張所ともに平日の午前8時30分から午後5時15分まで

■ 募集期間

令和3年2月3日(水)~令和3年2月12日(金)【必着】

■ 意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方
- 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・町の行う施策等に利害関係を有するもの

■ 意見提出方法

- ・意見書用紙に必要事項をご記入のうえ、次の方法により提出してください。
 - (1)計画(案)の公表場所窓口へ直接提出
 - ②郵送により提出

郵送先: 〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350番地 身延町役場 財政課 財政担当 あて

③FAXにより提出(送信先:0556-42-2127)

④Eメールにより提出(送信先:zaisei@town.minobu.lg.ip)

■ 提出用紙

「身延町個別施設計画(案)に対する意見書」(別紙1)をダウンロードするか、 アウトプットしてください。また、公表場所にも用意してあります。

■ 意見募集結果の公表

- ・提出されたご意見につきましては、内容ごとに整理・分類し、町の考え方ととも にホームページで公表します。
- ・ 意見募集結果の公表の際は、ご意見の内容以外(個人情報)は公表いたしません。